

## 東京武道館 都内避難者相談プロジェクト

東京三会復旧復興本部 都内避難者相談PT担当  
東京弁護士会 高橋 俊彦

### 1 相談開始まで

東京都が管理する東京武道館が、被災者を受け入れる避難所として稼働が開始した後、しばらくの間、相談業務を開始することすらできなかった。

ようやく3月22日になり、相談開始が認められ、翌23日から急遽、相談を開始することとなった。

### 2 相談の概要

東京武道館には、福島県原発近隣の住民の方が多く避難されているようであった。

しかしながら、被災から僅かしか日が経っていなかったからであろうか、相談内容には、原発災害による補償はそれほど目立たず、むしろ一般的な労働相談や債務相談が主であった。

すなわち、職場がどうなっているかわからないが職場への復帰はできるのだろうか、または職場に戻れないが、失業保険はでるのだろうか、住宅ローンはどうなるのだろうか、個人的な借入はどうなってしまうのだろうか、等という相談である。

日が経つにつれ、原発問題に対する相談が増えていった。また、都内で生活を継続するためにどうすればよいのか、住宅は見つかるのだろうか、子供たちの学校はどうなるのだろうか等従来から弁護士が対応と言われてきた分野以外の相談も数多く見られた。

### 3 相談体制

当初は、東京弁護士会の公設事務所としての北千住パブリック法律事務所の所属弁護士という肩書きを梃子に、東京都や足立区との折衝にあたった。一種の「公的存在」だから安心して中に入れてもらいたいという申し出であった。本来、そのような肩書きがなくとも、市民のボランティアとして広く受け入れるべきであったが東京都がそれを拒んでいたため、よい意味でそのような肩書きを利用した。

そのような経過であったため、事務的な運営は北千住パブリック法律事務所の常勤弁護士が担った。

もとより、北千住パブリックの常勤弁護士だけで相談業務がまかなえるはずもなく、当職らよりも早く、東京武道館の内部で法的な相談サービスを実施することの必要性を強く訴えていた市民団体（弁護士や司法書士を中心として結成されたボランティア団体）とも連携しながら相談担当者を割り振っていった。

開始当初は、当該市民団体に名を連ねている弁護士と北千住パブリックの常勤弁護士で乗り切り、その後、会内にFAXを送信するなどして、相談担当者を募った。幸いにして在京の弁護士で相談枠を埋めることができた。

他方、早稲田大学のロースクール生が献身的な活動をして支えてくれたことも大きかった。個人的なつながりが当初の始まりではあったが、学生達は相談の受付に限らず、立入の許されている範囲内で

弁護士による

### 無料なんでも相談

実施中！！

- ・ これからの生活のこと
  - ・ 家や車のこと
  - ・ ローンの返済のこと
  - ・ お仕事に関すること
  - ・ 税金や保険に関すること
  - ・ 子どもに関すること
- なんでもお気軽にご相談ください！

日時：毎日（土日もやっています！）

10：00～12：00

13：00～16：00

19：00～20：00

場所：第一武道場脇の事務室

※予約不要です

はあったが共有スペース内にてビラを配り、「困ったことがあったらどんなことでもよいので弁護士に相談を!」と訴えてくれた。

相談室として一室を割り当てられてしまい、生活スペースへの立入を認められなかった状況の中で、彼ら学生達が果たしてくれた役割は決して小さなものではなかった。

また、生活スペース内から出てこられずに問題を抱えている精神疾患を有している方はじめ、介護を求める高齢者の方のために、社会福祉士らも出動し、彼らとの連携も図っていくことができた。

#### 4 まとめ

突発自体に対応するために、とにかく「我々弁護士には何ができるのか」のみを考え、相談業務を

開始し、同時にそれを適切に拡大すべく、個々人のネットワークを最大に活かしながら実施した。しかしながら、あの突発事態だからこそ許されたことであり、現在思い返してみると、はなはだ不十分なものであったというほかない。

やはり、弁護士だけではなく、他の分野の専門家も含め、連携をとっていくということの必要性はもちろん、ベース部分のサービスを提供する行政側とも素早い対応ができるだけの連携をとっておかなければならない。

当避難所の相談業務は、3月23日から、4月24日まで実施された。

カード化した相談は合計で104件実施された(それ以外にも喫煙所や飲食の場で簡易に行った相談は数多い)。